

令和3年度東京地方最低賃金審議会（第3回専門部会）議事要旨

1 日 時 令和3年7月19日（月）10時16分～15時54分

2 場 所 東京労働局 九段第3合同庁舎11F 共用会議室1-3

3 出席状況 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議題

- (1) 金額審議
- (2) その他

5 議事要旨

(1) 労使各側の意見については、

① 労側委員から

- ・ 引上げ金額としては、目安額プラス6円で、34円の引上げを主張する。
この金額は、昨年度感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえ、再度3%の流れに戻すべきであることや、昨年度、東京では最低賃金額の引上げはなかったが、Aランクの地域では0円から2円の引上げであったことから、目安額プラス6円を主張するものである。
- ・ 新型コロナウイルスのワクチン接種が進んでいない状況や、業務改善助成金の申請件数が少ないことは、最低賃金引上げの議論とは別に論じるべきである。
- ・ 中小企業を組織するJAMの東京管内の賃上げ率は、1.75%であり、厳しい中でも賃上げの流れとなっている。

等の意見が出された。

② 使側委員から

- ・ 最低賃金の引上げを経済の底上げにつなげるというのは法の目的にそぐわない。
現在は最低賃金を引き上げられる状況ではない。使側としては、引上げなしの0円を主張する。
- ・ 東京では、現在、新型コロナウイルスの感染者が連日1,000人超えており、ワクチン接種も進んでおらず、経済の先行きが見えない状況である。
また、最賃引上げの主たる支援策である業務改善助成金の東京における昨年度の支給実績はわずか30件にとどまっていることから、中小企業が賃上げできる環境が整備されているのか疑問である。
- ・ 緊急事態宣言下の極めて厳しい経済状況や、1倍を下回る有効求人倍率など予断を許さない雇用情勢の中で、一律、強制力のある最低賃金を引き上げると、雇用の維持と事業の継続に影響が出ることが懸念される。

- ・ 目安は地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではない。中賃答申でも「地域の経済・雇用の実態を見極めつつ」という、例年にはないメッセージが盛り込まれていることから、地賃の自主性を発揮した審議をするべきである。

等の意見が出された。

③協議を重ねたが労使双方の主張の隔たりが大きく、継続審議とされた。

(2) 次回第4回専門部会は、7月20日（火）午前10時から開催することとされた。